

# 学員会活動の現況とその展望



中央大学学員会会長

堂野達也

## 一 学員会活動の現況

学員会の活動の状況については、「中大法曹」発刊の都度報告の機会を与えられてきた。学員会は本来の目的である学員相互の親睦を図り、母校の発展とその使命達成に寄与するため、学員各位の協力によって不断的活動を行っている。

## (一) 学員会会則の改正

平成二年五月二五日開催の定時協議員総会において、第二号議案として、ここ数年に亘って会則等改正委員会で論議、検討されてきた懸案の会則改正案が審議可決せられた。その骨子は

- (1) 従来の事業目的に、父母連絡会との交流、学生との交流の三つの事業を行うことを加えた。父母連絡会は、在学生の父母をもつて組織する団体で、新卒業生の就職その他学員と密接な関係を必要とし、また、在学生はやがて学員となる者で、特に地方支部では出身在学生との交流を望んでいる。(第三条)
- (2) 役員の員数を次の通り増加した。(第六条)

イ 副会長

七人以上

一〇人以内

ロ 常任幹事

二〇人以上

二五人以内

ハ 幹事

八〇人以上

一〇〇人以内

ニ 会計監事

四人 又は 五人

ホ 協議員

七〇〇人以上

八〇〇人以内

これによつて多数の新人が選出され、会活動に清新の風が加わり、その活性化が大いに期待できる。

(3) 従来、慣例的存在であった正副会長会議を、会の機関として位置づけ、名実ともに会活動の中心として機能せしめることとした。(第一四条)

## (二) 学員会の活動状況について

前記協議員総会における会則改正に伴い、本部機構の確立と共に平成二年度の事業計画案も決定されて、従来の継続事業の外、学員相互の親睦の実を擧げるべき事業、前述の学生並びにその父母の会との交流を計る事業をも積極的に進めることとした。本年度の新規事業として計画したものを持げれば次の通りである。

### (1) 学員講師の派遣

学員会支部、白門会等が開催する講演会、研究会（シンポジウム）等に、要請により学員出身の講師を派遣する制度的な構想をもつて、学員中から夫々の専門分野の中で活躍している人々を選び、「学員講師名簿」を作成して、主として各支部に配布することを企画している。

### (2) 学員間の交流の緊密化

#### (1) ホームカミングデーの開設

本年を第一回として毎年一回卒業二十五周年目の卒業生を多摩校舎に招待する慣例を確立せんとするもので、

本年は一月一八日(日)、昭和四〇年度卒業生及び昭和一五年度以前卒業生全員を家族同伴で招待した。千数百名の参加者があり、各種の行事が行われ盛大を極め、卒業生に母校への感銘を新たにさせた。これは勿論大学との共催であり、招待者は大学である。

(ロ) 全国学員囲碁大会

学員間の親睦増進の試みとして、囲碁大会が一二月一日駿河台記念会館二階の大広間で開催された。参加した同好の士は約一二〇名、北は釧路、南は鳥取各支部から、また、最高年齢者九一歳。終了後の懇親会では非常に好評の意見が多く、来年以降も引き続き開催せよとの要望が強かつた。

(ハ) 全国ゴルフ大会

学員の親睦ゴルフ大会は、最近では殆どの支部で行われている。今回、全国レベルで試みてはとの要望に応えて、一二月七日埼玉県狭山市の東京ゴルフ俱楽部を会場として中央大学白門ゴルフ大会として開催した。参加者約一一八名。この懇親を通じて来年も亦の声が多かった。

学生との交流

(3) 財団法人白門奨学会の運営

学員会は、経済的に恵まれない在学生に学費を貸与すべく昭和四七年学員有志の拠出により白門奨学会を設立し、細々ながら貸費を続けてきた。昭和五三年一〇月一二日東京都の認可を得て財団法人組織に改組し、現在に至っている。

なお、前年度末における基本財産は約五億円に達している。

公益法人たる財団法人の事業として、学費の貸費、給費を中央大学々生に限定することはゆるされず、現在は都下の各大学の在学生、研究機関にて研究に従事する者等に対しても行うことの目的の範囲においている。

現在（平成二年度）の貸費生等は次の通りである。

貸 費 生	六名	内一名女子	中大在学生
給 費 生	一二名	内六名女子	中大及び大学院
外国人留学生	三三名	内七名女子	中大及び東大外七大学
研究費給費	三名		中大研究科
冠 换 学 金	九名	内一名女子	中大大学院外一大学
(ロ) 外国人留学生を励ます会の開催			
母校に留学する外国人学生は、本年度は一八七名に上り、韓国、中国（台湾を含む）、東南アジア諸国出身者が多いのは当然ながら、アメリカ、イギリス、フランス人をも含んでいる。遠く故国を離れて本学に学ぶ諸君と学員との交流を計り、同時に彼らを励ましたいとして、平成元年一月学員会三〇年会支部が主催して実行されたが、非常に好評を博し、且つ有意義であった。これについて、同期会支部連絡協議会から、この事業の性質上學員会本部が施行するにふさわしいとの強い要望を受けて、本年度よりこれを実施したところ、各方面よりの協力により好評を得たので今後の継続事業にすることとした。			
(ハ) 新卒業生の同期会結成準備会への援助			
在校中の四年生有志との連絡を密にし、卒業時に、同期会を結成するよう懇意し、これが準備ができた場合には、その費用の一部について援助し、将来の学員の結合に貢献せんとする企てである。			
(二) その他職域支部、企業白門会の学員と学生の交流について、学生の就職希望、進路相談に応ずるための企			

画に関しては、今後実情調査の上実現を志す方針である。

(4) 父母連絡会との交流

父母連絡会は、昭和五八年度から発足していることで、その目的は在学生の父母と大学との連絡を緊密にすること、在学生の教育環境の向上を計ること、更に父母相互間の親睦を深めることにあることで、そのための事業計画を実施し、着々とその成果を挙げ、その後、全国に五三支部の設置を見、昭和六三年度からは新入生の父母全員が参加することとなり益々充実発展している。全国の支部設置に当り、各地学員会支部との連絡が始まり、本部同士も交流を見ることとなつて、自然に学員会の事業計画に組入れられた。今後は、両者間の調整を計つて交流を一層親密にして、大学の発展に貢献することにしたい。

(5) 大学の募金に対する協力

現在大学では研究、教育基金の募金を行つてゐるが、学員会としては全力を挙げてこれに協力すべく運動中で、学員各位の格段の御援助を願う次第である。

## 二 学員会活動の展望

学員会活動の概況は以上に述べる通りであるが、卒業生の母校への支援活動には自ら限度が感ぜられる。大学を運営する側から云えば、卒業生は大学の発展のための財政的支援、あるいは、大学の希望する方向への政治的支援は懇請したいが、その他の批判、干渉はご遠慮されたいというのが本音であろう。

しかし、学員会は大学の発展のために、当然、財政的には勿論、凡ゆる政治力を動員しても、大学の進まんとする方針を結集して支援すべきである。そして、学員会の今後の活動もそうあるべきであるが、その具体的な活動を如何に展望すべきかが問題である。将来への重点的な問題として次のようない事業を挙げることができるのでないだろうか。

## (一) 会費問題

学員会活動の経済的基盤は、学員会の会費収入に依存するものであるが、会費納入を如何に促進すべきかが大問題である。

会費納入促進については、現在、在学中の新四年生に対して卒業期に、新学員となると同時に学員会費を納入せられたいとの依頼状を発している外、新卒業生にも同様の依頼を申入れている。

会費納入が相当効果を生ずることによって、会活動は更に活発化するであろう。

### (二) 学員の母校に対する関心の発動

学員の一部には、大学は卒業したけれども余り関心を持たない者もいる。これらの学員に母校愛を抱かせ、母校への関心を持たせるには如何すべきや。

#### (1) 評議員の選挙制度

学校法人中央大学評議員の選挙権を学員に付与することによって、大学の現状、その運営等についての関心を喚起する方法如何。

これは一部大学において実行されている。私立学校法四四条は私立大学に評議員を置き、その評議員はその学校を卒業した二五歳以上の者から選任しなければならないと規定しており、現に母校でも二〇〇名の評議員には多数の学員が就任している。これは別な選任方法を採っているので、これを改めて、全学員の選挙によって選ぶ方法をとるならば、全学員は母校への関心を高めるのではないだろうか。

#### (2) 学員の子弟の推薦入学制度

私立大学は、その卒業生の子弟を優先入学せしむべしとの意見がある。優先入学は入学試験の熾烈な今は、それは無理としても推薦入学の制度を設けてもよいのではないか。母校も全国に千校以上の推薦高校から推薦

を受けた学生を入学せしめているのであるから、学員会ないしその支部からの推薦学生をも入学せしめる制度を設けるならば、学員と大学との門が近くなり、将来、大学に進学せしめようとする子弟を持つ学員は大学に對して関心を持つべく心掛けるに違いない。

### (3) 学員時報の充実

学員時報は、大学並びにこれに関連する情報を学員に伝達する唯一の機関とも言える。現在学員時報は、毎月一回タブロイド版一〇頁ないし一二頁で約八万部発行しており、うち二万部は在學生の二年生から四年生の父母に配布している。

学員会事務局が大学、学員会支部等より得た情報を収集してこれを編集する。極めて一部分の範囲においてのみしか学員の意見等に提供する紙面をとれない。増頁することが可能となれば、広く学員の投稿等によつて、大学の発展、学員会の充実に関する卓越した企画等に接することができるかも知れない。

以上

(一九九一・一・一〇)

# 中央大学学員会会則並びに 諸規程改正について



中央大学学員会副会長・会則  
並びに諸規程改正委員会委員長

内山 弘

## 一 改正の経過

現行中央大学学員会会則並びに諸規程は、昭和五八年三月一日開催の協議員会で一部改正され現在に至っている。その後、本会事業の拡大、支部の増設、学員数の増加等の情勢の変化、また、学員会の活性化を図るため、現行の会則で対応できるかどうか見直す必要が生じた。

そこで、昭和六二年一二月二二日開催の常任幹事会、幹事会に「学員会会則並びに諸規程の検討について」と題する議事が上程され、審議の結果、いづれも改正の必要性が認められ、改正案を作成、検討することになった。その結果、右幹事会において、「中央大学学員会会則並びに諸規程改正委員会設置要綱」が承認され、九名の委員で構成する改正委員会において、会則並びに諸規程を総合的に検討し、時代に即応した改正案を作成することになった。そし、会長指名により、末尾記載の諸氏が委員に選任され、互選の結果、委員長に松井宣、副委員長に信部高雄が選任された。

委員会は、昭和六三年二月二十四日を第一回とし、平成二年三月二〇日の第一五回まで、委員長交替時の前後の期

間を除き、平均月一回の割合で、開催され、毎回、殆ど全員出席の下に討議を重ねた。また、原案作成のためのたき台として、当初委員三名からなる小委員会を設置し、九月一一日と二二日に二回開催、また、更に慎重を期するため、最終的に委員四名からなるたき台作成のための小委員会を設置して審議を重ねた結果、平成二年三月二〇日開催の第一五回委員会をもって前記会則等の改正案の作成を終了し、右改正案を会長に報告し、次いで、平成三年三月二七日開催の常任幹事会及び幹事会の審議を経たところ、満場一致をもって承認可決された。更に、同年五月二五日開催の定時協議員会に右改正案を上程し、審議の結果、これまた、満場一致をもって承認議決されたものである。

## 二 会則改正の要点

今回の学員会会則並びに諸規程の改正については、全条文について逐一検討を加えたのであるが、結果的には一部改正にとどまつた。そのうち、比較的重要と思われる事項について若干触れ、併せて解説を試みることとした。

### (1) 目的（第二条）本文を次の通り改正し、より次元の高いものとした。

「第二条 本会は学員相互の親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与することを目的とする。」

### (2) 事業（第三条）事業の各項の順序を改め、新に父母連絡会との交流、学生との交流を加え、学員会館の管理運営の項は削除した。

### (3) 役員（第六条）役員の数を大幅に増員した。現行会則は前に述べた通り、昭和五八年三月一一日開催の協議員

会において、その改正が承認されたものであるが、その後約七年の歳月が経過し、その間学員会支部の増設（現在、地域・職域その他の支部合わせて一三五支部）学員会事業の拡大、学員数の増加（現在三七万人）等の情勢の変化に対応し、母校中央大学と学員会、本部と支部との緊密化を図るため役員の増加を図った。すなわち、  
①副会長七人以上一〇人以内、②常任幹事二〇人以上二五人以内、③幹事八〇人以上百人以内、④会計監事四人

又は五人、(4)協議員七百人以上八百人以内とした。右によると、副会長が三人以内、常任幹事が五人以内、幹事が二〇人以内、協議員が百人以内、それぞれ増員となつた。

- (4) 顧問（第一一条）顧問は、従前より本会の会長に在任した者に会長が委嘱すると定められていたが諸般の事情を考慮して、今回の改正で、顧問は副会長に在任した者についても、会長が委嘱することができるものとした。
- (5) 会長・副会長会議（第一四条）会長・副会長会議は、従前から事實上、月平均一回又は二回位の割合で慣例的に開催されていたが、会則上の位置付けを欠いていたため、今回の改正によりその根拠を明確にした。

(6) 会費（第二一条）学員会の諸事業は、殆ど会費収入で運営されているので会費収入の増減は本会事業活動に影響を及ぼすことは当然である。学員会はここ数年間大学当局に対し、学員会会費の代理徴収についてその協力方を要望してきたが、未だに解決されていない。そこで、本条2項に「学生は、学員となることを前提として、予め会費を預託することができる。」との規程を新設して、会費の增收を図ることとした。因に、現在約三十七万人の学員中、現実に会費を支払っている学員は僅か六万人位で、その比率は約一六%に過ぎない。

(7) 会計処理（第二三条）会計処理の規程を新設し、右会計処理については、別に定める中央大学会計処理規程によるものとした。

(8) 本部事務局（第二四条）現行学員会本部事務局規程第四条2項に定めてある条項を、その儘本条2項に移し替えたもので、局長が学員会役員の職務を行う権限を会則上位置付けた。

### 三 諸規程の改正

(一) 支部設置規程

(1) 支部の目的（第二条）学員会会則第二条の改正に伴つて本条も改正された。

(2) 支部の設置（第三条）第一項の「行政区画」とあるを「区域」と改めた。また、第二項は前記会則等改正以後の情勢に変化に伴い、東京都の「区」以外の地域に支部が数多く設置されたこと、これに伴う既存支部長の同意の要否その他に関し、慎重に審議した結果、本項は第一項の規程でまかない得るので削除することとした。

(3) 支部承認の取消し及び支部解散の承認（第一〇条）支部からの解散申請があつた場合の解散承認の規定を新設した。（同条2項）

(二) 学員会会費納入規程

本規程第二条3項に「学生は、在学中、いつでも、会費の全額又は一部を預託することができる。」との規程を新設した。

学員会会則並びに諸規程改正委員会委員名簿

- (1) 松井 宣(副会長) (2) 信部 高雄 (法曹) (3) 鈴木 秀雄 (法曹) (4) 吉田 卓 (南甲)
  - (2) 山根 彰夫 (体育) (6) 岩村 譲一 (会計) (7) 藤本 幹子 (婦人) (8) 山本 徳栄 (教員)
  - (9) 山中 利夫 (職員)
- (以上九名)

平成元年八月二日開催の第九回委員会において、松井委員長の後任として、副会長の内山弘が、互選の結果委員長となり爾後、改正案の作成終了に至るまで関与した。

(平成二年一〇月吉日)

註



# 理事就任一年の感想と 検討すべき二三の課題

中央大学理事 猪股喜蔵

## 理事会の一年間をふりかえって

平成二年度の理事会は、平成二年四月九日から平成三年三月二三日まで合計二四回開催された。

平成二年度は、前年度からの懸案となっていた ①学費の改訂、②新学部設立準備委員会の報告に基づく「政策文化学部」(仮称)の設置という、二つの大きな課題があつたため、定例理事会のほかに臨時理事会が数回もたれた。それでも、定例理事会が流会となるハプニングも一回あつた。

1 今回の学費改訂は、従来の学費増額の方式と違った「定率漸増方式」という、新しい方式を採用したので、その限りにおいて、財政再建の期待が強いものである。しかし、それ以上に経常支出の増加が続くという構造が避けられない状況であるから、法人の経営・財政の健全化の衝に当たる理事としては、まことに頭の痛いところである。

2 新学部の設置については、①それが、わが中央大学の教學面において真に活性化を促進し、かつ、既存学部の改革に向けて一大衝撃となるものであるのか、②構想・企画が、そのようなものとして評価され得るのか。③そ

のために教学側を中心とした「学内合意の形成」が図られ、また図ることができるのか。(4)最も問題とされるのは、「純増定員」の確保。そして、新学部創設のための財源の確保が果たして設置申請の段階で、可能であるのか。(5)財政健全化との関係で、試算に齟齬を来たすことがないのか。以上のことがやはり大きな問題としてとり上げられた。

3 多摩校地に、硬式野球場一面と一般学生用フィールドを建設するための、事業・資金計画と、吉祥寺（正式には練馬区立野町）野球練習場敷地を、その資金と新学部の創設のための財源に充てるために売却することについても、視察をしたり、慎重に討議をしたり、さらには、多摩校地の野球場等敷地の一部が借地契約によらざるを得なかつた土地の問題についても意見が出された。

4 理事会では、一般の理事から経常支出のなかで、まず「人件費」の抑制を図らなければならないという意見が、事、予算・決算、教職員給与等の改訂のたびに必ず出される課題である。小林進理事のことばをかりるまでもなく「中央大学の人件費は日本一高い」という現実を、どのように捉え、どのように「人件費の抑制」を図るべきか、が何といってもいちばん重要な問題ではある。

長期財政検討委員会が設置されて相当な期間を経過しているが、理事会が問題点を絞り、的確に指摘したうえで、まず中期構想を立案し、十年、二十年、三十年の長期財政構想を立て、施策に移す必要がある。

## 二 学校法人理事の職務権限と責任

中央大学の理事・監事は、学校法人中央大学の役員である。

学校法人中央大学基本規定（寄附行為） 第三章「役員及び顧問」、第十条には理事の定数について、十二人以上十七人以内と規定している。

定数理事のほかに、総長、学長及び事務局長は在任中、職務上の理事となると定めているので（同第十二条）、

平成二年度の理事は総数十九名である。第十七条は、理事長及び理事の職務権限を規定し、①理事長は、この法人の業務を統理し、この法人を代表する。②理事は、理事会を組織し、その議決について責任を負う。としている。総長たる理事、事業理事（一名）、常任理事（事業理事をふくめ平成二年度から三名）の職務権限については、規定、特定事項について法人を代表することができる旨を規定している（第十八条ないし二十条）。

これらの、基本規定からすると、「理事」（ひらの理事）は、理事会の構成要員として、理事会の議事に参加し、議決権行使する権限をもち、その議決について責任を負うという機関となる。ただし、この「理事会」を、学校法人の一切の業務を決定する、業務執行決議機関と定めている（第二十五条）。

私立学校法第三十七条第一項は、「理事は、すべて学校法人の業務について、学校法人を代表する。ただし、寄附行為をもってその代表権を制限することができる。」と規定しているから、本学の基本規定（寄附行為）は、「ひら」理事の職務については、右法律のただし書きの規定によって制限しているものということができる。

同法第二十九条によつて、学校法人には、「民法」第四十三条、第四十四条の規定が準用されることになつてゐる。その四十四条は、「理事がその職務を行うについて他人に加えたる損害について、法人が賠償する責任を」（一項）、「法人の目的の範囲内にあらざる行為により他人に損害を加えたるときは、その事項の議決に賛成した……理事は連帶して賠償する責任を」（二項）負うべきことを規定している。

本学の基本規定第十七条二項の、「理事」は、理事会の議決について責任を負う、という規定の趣旨は、民法第四十四条の右規定と、どのような関係になるのか、必らずしも明瞭ではないものの、理事は、本来的には、法人の業務執行として、細心の注意業務をもつてその責任を負担する義務があることは間違ひのないところである。それは、民法第六四四条の「受任者は委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもつて委任事務を処理する義務がある」という、委任の注意義務と全く同一である。

理事長山本清二郎は、平成三年三月四日の理事会において、新学部の設置に関する議案について、「事は、理事会の責任において」決定しなければならない「重要事項」であるという説明をされたが、けだし、以上のように、慎重なうえにも慎重でなければならない、ということを力説した趣旨であった。

新学部設置に関する理事会の審議は、このような、理事の職務権限と責任の、まさに伯仲した論議のうえで、ようやく議決を見たものである。

因みに、本学では理事に「責任手当」という名目で日当・交通費相当分を支給しているが、「責任手当」というのは言い得て妙であると思う。

### 三 大学の評価と伝統の継承・維持

1 大学の評価について、川添利幸前学長は中大法曹第一〇号に寄せて説示しているところは、なかなか要を得ている。「よい大学」とは何かについて、

「大学は研究・教育の機関」であるから、建前論からすると、「よい大学」の評価基準というのは、質の高い研究・教育が行われている大学が、とりもなおさず「よい大学」ということになるとし、しかし、現実論といふか、げんに世間に幅をきかせている「よい大学」の基準は、入学試験の偏差値であって、それが高ければ「よい大学」で、悪ければ二流・三流の大学ということになる。そのような、偏差値による評価で「よい大学」を決めていくとすれば、「よい大学」になるためには、入試の偏差値を高める工夫をすることに努力を集中しなければならないことになる、そして、偏差値を高めることに腐心することには大いに疑問がある、と指摘している。

2 川添説によると、大学の評価というのは、もっぱら「研究・教育の質」という基準によって計られるべきである、それが、「建前」でなければならない。ところが、「現実」には、「入学試験の偏差値の高さ」という尺度が、世間で幅をきかしている。そのような偏差値の高さによって「よい大学」を評価することには疑問があると

いうことになる。

確かに、「よい大学」というのは、そこで行われている教育・研究の「質」がおしなべて高いこと。それに尽きるといえる。しかし、その「質」が高い、良い、ということは、世間・社会にひとしく認識され、認知されることも必要である。学内だけの、独り善がりの評価では、質の高さ、良さは決められない。それには、研究・教育の結果が適時外部に発表され、広く学会や社会から批判され、評価され、それによって磨きがかけられていなければならぬ。近時、本学の機関月刊誌が、二ヶ月又は三ヶ月合併号が多いというのは、教育の現場だけに没頭され、研究、又はこれを発表する余裕がないという現象であろうか。「研究」の質が高いということからすると、本学の大学院研究科の実態はどうなつてゐるのか。象牙の塔と同じく極めて高尚な学問の研究に従事して、世間の評判などに耳を籍すゆとりがない、ということなのか。

残念ながら本学では、そのように没我的な「質の高い」研究が行われているとは、必ずしもいえないようにも思える。また、教育の面にしても、本学の学生について一〇〇パーセントを割いてやつているという教員は、そんなに多いということは残念ながら聞かない。

3 ところで、入学試験の偏差値というのは、大学の研究・教育とは全くかけ離れたところで、受験生なり、受験生を輩出している高校、予備校などが勝手に恣意的に高めたり低めたりしてやつてゐるのであらうか。

そういうことも実際にはあり得るし、また、あり得ても当然だといえる。人気とか評判とか、「うつろいやすい」ものは、変わりやすいものである。不变・不動なものではないから、恒に、何時もそうであるとは限らないし、高くなることもあり得る。入学試験の偏差値についても、低いよりは高い方がよいこともあり得るから、これを全く否定することもできない。

現に、週刊誌などで本学のある学部への偏差値が高くなつた、また、附属専門学校のそれが昨年に比べて

高くなつたという記事が出たりすると、本学関係者は学員をふくめて、これを讃えたり、歓迎したりもしている。

そして、大学の受験者・応募者の総数が前年度のそれと比較して増減したことが、理事会や評議員会で発表されると、増加については歓迎し、減少についてはこれを心配する、というのは、資金収入の増減という財政面だけからの判断ではなく、やはり、社会的に評価される大学の「イメージ」について、最も関心が強いからにほかならない。

4 母校に対する関心の高さ、深さは、学員が、自らが学んだ時代以上に、社会的に評価され、隆々発展しやむこと知らないほどに興隆し、又は興隆し続けることを希うからであり、それに尽くるものである。母校愛の本質はここに源を発している。自らの若き日の投影が、そこに、くつきりと映し出されるとき、母校愛は純粹に、また、完全に燃焼する。

このような純粹な愛情が、学員と母校との絆を強め、学員相互の交流の輪を拡げ、大学発展の基盤を強化し、相乗効果として、募金活動等を推進する原動力となるものである。

そのことからすると、一般の受験生、全国の高校、予備校からも、ひとしく本学が正しく評価され、その結果、名声が高められなければならない。そのためには「偏差値」が高くなることは、これはやむを得ないし、それはそれで歓迎してよいことである。偏差値を高めることに腐心するのではなくて、「教育・研究の質の向上について」の不断の努力と相俟って「偏差値」が自然に高まることが、まず望ましいのである。

川添説を以上のように、補充して、私は理解し共鳴したいと考えている。  
そのためにはどうすればよいか。次のことが取り敢えず考えられる。

第一は、既存学部を充実し、伝統を維持し、これを継承することである。社会は刻々と変化し、世相、人心も変貌していく。そのような変化に対応しながら、本学の伝統を学部ごとに維持し、継承する努力を続けなければ

ならない。

法学部については、司法試験の受験生を指導し、その合格者の増加を計ること、公認会計士試験について然り。さらに、公務員等試験の合格者の増加を計るための諸施策を、実行すること。

第二は、本学教員の採用制度を、改め、広く本学出身以外からも優秀な教員を採用する方法をとること。専任教員については、他の大学である講師をある程度制限する措置をとること。年間給与・賞与の総額が一二〇〇万円以上を超えている教員が、本学以外の他の大学の講師をいくつも兼任し、時間と過労に忙殺されるということが仮にあるとすれば、教学側においても、その管理を適正にすべきである。

第三は、新学部の創立が決定されたうえは、学内合意を整備形成し、かつ、学内派閥を解消し、これを超え、法人・教學一体となつて、これを推進する必要がある。

第四は、O Bたる学員は、いたずらに過去の自分だけの残映に固執し、また、過去の栄光や功名心、地位等に把われることなく、学員会を通して、積極的・建設的な意見を提言し、地域ぐるみ、職域ぐるみで後進の指導育成に当たつてほしいものである。ちょうど、学研連等の研究室の先達が、司法試験受験生を自分の仕事を半ば犠牲にし、家庭を顧みず、手弁当で、しかも、全く報謝を求めずに指導育成した、あの苦難の時のようにである。

#### 四 選任評議員の若返りと評議員会の活性化について（再提言）

1 私立学校法は、評議員会を学校法人の必須機関として存置を義務づけ、学校法人の予算、決算その他業務に関する重要事項についてはその議決を要することを定め、さらに評議員となり得る資格について、①職員、②学校法人を卒業したもの、③その他寄附行為の定めるもの、以上のうちから寄附行為の定めるところによつて選任されたものと定めている（同法第四十四条）。

2 本学基本規定第五章は、右法律の規定を受けて、評議員会の組織、評議員の被選資格、選考方法等の大要を規

定している（第二十六条ないし第三十四条）。

私立学校法の右規定や本学の評議員会の右規定の意味するところは、学校法人の経営についての基本的な事項は、当該学校法人の職員と、卒業した校友・学員のなかから選ばれた評議員の広い意見、世論によつて決定され運営されるべきである。それが、学校法人運営の基本的姿勢でなければならないからである。

3

従つて、そこでは、①常に本学の学員全体の多数の意見が集約されるようになつてゐることが要請され、②その前提として年代的（卒年次）、職域的、地域的にも、平均化して選任されるようになつてゐることが必要であり、③その結果、建設的に積極的な意見なり提言が出され、活発に審議がなされるようになることが期待される。

4 ところが、本学の評議員の選任方法についても、評議員会のあり方についても、全く旧態依然で少しも進歩のあとが見えないのである。評議員の選任についていえば、第一はその推薦基準であり、第二はその推薦基準と絡んで「再選」が多く「若返り」ができないことが指摘される。

昭和五三年五月九日の評議員候補者推薦委員会（学員会）の申合せによる「評議員候補者推薦基準」の「内規」の四項は、「新たに評議員に推薦する者については、年齢七〇歳未満、任期満了で再選評議員に推薦する者については、年齢七五歳未満の者であること。ただし、本学又は学員会に功勞があつた者のうち、推薦委員会において推薦を適當と認める者はこの限りではないものとする。」

と定めている。この規定、申合せについても、昭和五三年（七八年）当時既に高齢の終身評議員が多数存在しており、何とか若返りを図ろうと考え、時間をかけて審議した結果、一つの前進として「推薦基準」内規ができるのである。しかし、このような基準ができあがつてみると、評議員は七五歳まで原則的に再選され、再選されることが既得権のように受けとられ、現実には新しく選任される評議員が、全く少ないのである。

5 「推薦基準」の五項は、「任期満了者で、再度推薦する者については、任期中に開催された評議員会への出席

状況その他を勘案して、評議員としての職責を果たしたと認められる者であること。」として、少しは歯止めを、或いはプラス要因を規定している。

しかし、出席は委任状によるものもあり、出席したからといって質問をし、意見や提言をする評議員は極めて少ないのが現実であるから、右五項の規定は、実質的な働きをしていないのである。

6 私は、中大法曹第一二号（平成元年五月二〇日）に「選任評議員の推薦についての意見」——評議員の若返りと評議員会の在り方——と題する提言をした。

評議員として、評議員会で発言をし、一つの意見を述べたことを中心に、当時の考え方をまとめたものであったが、これについては、①故宮田光秀評議員会議長がその後大学の理事会などで、評議員の推薦については、時代に適応するように基準を見直し、三十七万学員に或程度公平に選考できるように手順をすすめようと約束され、本号にも、一つの試案を発表する予定を立てていたが、不帰の客となられた。②小林進理事も、「評議員の若返りを図れ」ということをその小冊子で述べ、私の年齢別構成の試案を引用している。

7 評議員の推薦基準の一つについて私が述べていることは「若返り」の一方針として、学員のうちからの選任については①五十五歳から六十五歳までのものを全体の三〇パーセント、②六十五歳から七十五歳まで、③四十五歳から五十五歳まで、のものをそれぞれ各二五パーセント。そして④七十五歳以上のものと、⑤二十五歳から三十五歳までのものを、各一〇パーセントという構成にするということ。

そのためもあり、永年勤続した評議員については、その退任に当つて、「名誉評議員」の称号をもつて感謝状を贈り、その栄誉を讃えること等を骨子としているものである。

現職理事の立場もあるので、理事会でもこれについて勉強会をもち、また、学員会幹事会においても議題として研究をし、できるものから「若返り」を図り、評議員会の活性化を実現したいと考える。

学員会に設置される研究検討機関としては、差し当たり「選任評議員推薦基準等検討委員会（仮称）」ではどうであろうか。学員、中大法曹会のご意見を承りたい。

### 五 人件費抑制の改善策

かつて、中央大学は学費が安いことで定評があった。交通・通学は便利で、教授陣は講師を含めて一流であった。だから、学内の雰囲気は学生を自然に切磋琢磨し、図書館など立すいする余地がないほどだった。教職員の報酬・給与だけが高かったわけではなく、官公庁や民間と比べて、おそらく低さを自慢していたものだった。

今はどうか。教職員は日本一と言われる高額給与に面映ゆさを感じ、キャンパスの豪華さと裏腹に、大学の評価の斜陽化に内心忸怩たる思いをしている人が多いと聞く。評議員会の議場で、教員からさえ改善・改革の意見が出るのは、そのためである。

まず、給与体系・人件費抑制の基本の方針を検討し、早期に改善策を立てなければなるまい。法人・教学・学員会が一体となり、「財政検討委員会」又はこれに準ずる「検討委員会」で早急に対策を立てる必要がある。

理事会においても、まず、その場当たりの逃げ切り策ではなく、二十一世紀に向け、真に「憂学」の氣概をもち、英断をもって事に当たらなければならぬ。